

奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	奈良県
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-1：学資の貸与及び支給に関する事務（高校・大学等）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	115	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	141	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第3条、第13条第1項第1号	奈良県高等学校等奨学金貸与条例第1条、第2条第1項第1号、第2号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第3条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために（学資の貸与）及び支給その他（学生等）（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。第13条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 経済的理由により修学に困難がある優れた（学生等）に対し、（学資の貸与）及び支給その他必要な援助を行うこと。</p>	<p>第1条 この条例は、（勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与する）ことを目的とする。第2条 知事は、次の各号に掲げる奨学金を、それぞれ当該各号に定める者に対し、貸与することができる。一 修学支援奨学金 （高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は高等専門学校に在学する者）で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、エの規定は、適用しないことができる。二 育成奨学金 （高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者）で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、ウ（前号エに係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>奈良県高等学校等奨学金貸与条例奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則奈良県高等学校等奨学金貸与事務取扱要領</p>

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令143条 項1号</p>	<p>奈良県高等学校等奨学金貸与条例第2条第2項</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>奈良県高等学校等奨学金貸与条例第2条第2項の奨学金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>

### 利用特定個人情報1

<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令143条 項1号<sup>ハ</sup></p>	<p>奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則第4条第1項第1号</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>都道府県知事等</p>
<p>③提供を求める利用特定個人情報</p>	<p>生活保護実施関係情報</p>	<p>生活保護実施関係情報</p>

### 利用特定個人情報2

<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令143条 項1号<sup>リ</sup></p>	<p>奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則第6条第2項第2号</p>
--------------	---	-------------------------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項2号	奈良県高等学校等奨学金貸与条例第8条第1項
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	奈良県高等学校等奨学金貸与条例第8条第1項の奨学金の貸与の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項2号ホ	奈良県高等学校等奨学金貸与事務取扱要領別記の1第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項2号ト	奈良県高等学校等奨学金貸与事務取扱要領別記の1第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に係る情報	市町村民税に係る情報

### 利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項2号リ	奈良県高等学校等奨学金貸与事務取扱要領別記の1第5号
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める利用特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2026年02月27日
独自利用事務の対象者	学生
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2018年04月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	